

品川区地域振興基金を活用した区民活動助成金交付要綱

制定	平成21年	6月	1日	要綱第433号
改正	平成24年	4月	1日	要綱第88号
改正	平成26年	2月	17日	要綱第10号
改正	平成27年	4月	1日	要綱第221号
改正	平成28年	1月	21日	要綱第141号
改正	平成28年	12月	21日	要綱第261号
改正	平成31年	3月	29日	要綱第277号
改正	令和3年	3月	30日	要綱第71号
改正	令和4年	3月	30日	要綱第124号
改正	令和5年	4月	17日	要綱第92号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区地域振興基金条例（平成21年条例第3号）に基づく社会貢献活動その他公益の増進に寄与する活動団体を育成支援するための助成制度に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 品川区地域振興基金を活用した区民活動支援の助成金交付については、品川区補助金等交付規則（昭和39年4月1日 規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(種類)

第2条 助成の種類は次のとおりとする。

- (1) チャレンジ助成 品川区内において活動の継続・発展を支援することを目的とする。
- (2) スタートアップ助成 品川区内において活動の立ち上げを支援することを目的とする。
- (3) トライ助成 区が提示するテーマおよび要件を満たす事業による区政への参画促進を目的とする。

(対象団体)

第3条 助成を受けることができる者は、品川区内で公益活動を目的として活動している団体（町会・自治会、ボランティア団体、NPO法人等）のうち、次の要件を全て満たす団体とする。

- (1) スタートアップ助成については、団体設立からおおむね5年以内であること。
- (2) 区民活動情報サイト（しながわすまいるネット）に登録していること。
- (3) 品川区に主たる事務所または活動拠点を有すること。
- (4) 5人以上で構成されていること。
- (5) 団体の運営に関する規則（定款、規約、会則等）が定められており、なおかつ、会計処理を適正に行われていること。
- (6) 団体構成員相互の利益を図ることを目的とする団体（趣味サークル等）ではないこと。
- (7) 宗教活動または政治活動を目的とした団体でないこと。
- (8) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）または暴力団の構成員もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

(助成対象事業)

第4条 助成対象となる事業は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) チャレンジ助成およびスタートアップ助成 次に掲げるもの。
 - (ア) 地域課題や社会的課題解決のために取り組んでいる事業であること。
 - (イ) 品川区の地域づくりを目的とした事業であること。
 - (ウ) 区民福祉の向上に寄与する事業であること。
 - (エ) 同一事業について、他の制度による助成を受けていないこと。
 - (オ) 同一事業について、本制度による助成を過去において3回以上受けていること。
 - (2) トライ助成 次に掲げるもの。
 - (ア) 地域課題や社会的課題解決のために取り組む事業で、区が提示するテーマに取り組んでいる事業であること。
 - (イ) 同一事業について、他の制度による助成を受けていないこと。
- 2 過去に助成を行った同一事業を助成対象とする時は、過去における最初の助成から引き続く3年間に限り各年度において助成対象とすることができるものとする。

(対象期間)

第5条 助成対象となる事業は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) チャレンジ助成およびスタートアップ助成 申請した年の4月1日から翌年2月末までの間に実施されるもの。
 - (2) トライ助成 申請した年の9月1日から翌年3月末までの間に実施されるもの。
- 2 前項第2号のトライ助成は、2回まで継続して申請することができる。ただし、当該申請に係る助成対象期間は、申請した年の4月1日から翌年3月末までの間に実施されるものとする。
- 3 前項の規定により継続して申請されたときは、第8条の規定を準用して助成金の審査および交付を行うものとする。

(助成金額等)

第6条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、千円未満は切り捨てる。

- (1) チャレンジ助成 助成金の対象となる事業費合計額の3分の2以内（上限50万円）
 - (2) スタートアップ助成 助成金の対象となる事業費合計額の4分の3以内（上限30万円）
 - (3) トライ助成 助成金の対象となる事業費合計額の10分の10（上限250万円）
- 2 前項の助成金額の総額は、予算に定める範囲とする。
- 3 チャレンジ助成およびスタートアップ助成の助成対象経費は事業の実施に必要な経費で別表1に定める経費を対象とし、前条に規定する期間中のものに限る。ただし、チャレンジ助成およびスタートアップ助成については、団体運営のための継続的経費は助成対象としない。
- 4 自己資金のない事業計画は助成対象としない。
- 5 トライ助成については、別表第1および団体運営に係る経費で別表2に定める経費を対象とし、前条に規定する期間中のものに限る。ただし、助成対象事業に関わる部分のみ対象とし、必要に応じて按分して申請を行うものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 本要綱に基づく助成金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という)は、品川区地域振興基金を活用した区民活動助成金交付申請書(別記第1号様式、第1号様式の2)に別表3に定める書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 その他申請に係る必要事項については別に定める実施要領によるものとする。

(助成金の審査および交付等)

第8条 品川区地域振興基金活用推進会議設置要綱(平成21年6月1日付品地地発33号区長決定。以下「設置要綱」という)により設置された品川区地域振興基金活用推進会議(以下「推進会議」という)は、助成対象事業の選定基準を策定するとともに、策定された選定基準に基づき助成金の交付内容を審査し、区長に答申する。

- 2 区長は「推進会議」の答申を参考に助成金の交付内容を決定する。
- 3 区長は、交付決定にあたって、必要な条件を付すことができる。
- 4 区長は前項の規定により助成金の交付決定をしたときは、品川区地域振興基金を活用した区民活動助成金交付決定通知書(別記第2号様式。以下「助成金交付決定通知書」という)により「申請団体」に通知する。
- 5 区長は、助成金を交付しないことを決定したときは、その旨を書面により品川区地域振興基金を活用した区民活動助成金交付申請書を提出した「申請団体」に品川区地域振興基金を活用した区民活動助成金非交付決定通知書(別記第3号様式)を通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 「助成金交付決定通知書」を受領した団体(以下「助成団体」という)は、当該通知に係る助成金交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、区長の定める期日までに、第7条の規定に基づく助成金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとする。

(助成金の支払)

第10条 「助成団体」は、「助成金交付決定通知書」を受領した日からその日の属する年度の2月末日まで(ただし、受領した日が3月である場合にあっては翌年度の2月末日まで)に品川区地域振興基金を活用した区民活動助成金請求書(別記第4号様式。以下「助成金交付請求書」という。)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、「助成金交付請求書」を受領した日から30日以内に助成金を支払うものとする。

(事業の変更承認)

第11条 「助成団体」は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ品川区地域振興基金を活用した区民活動助成事業変更・廃止申請書(別記第5号様式。以下「変更・廃止申請書」という)を区長に提出しなければならない。

- (1)助成事業を変更しようとするとき。
- (2)助成事業を廃止しようとするとき。

2 区長は前項の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、品川区地域振興基金を活用した区民活動助成事業変更・廃止承認書(別記第6号様式)により

「助成団体」に通知する。

(実績報告)

第12条 「助成団体」は、助成金の対象事業が完了したときは、速やかに、品川区地域振興基金を活用した区民活動助成事業完了報告書（別記第7号様式。以下「事業完了報告書」という。）および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(助成金の確定と清算)

第13条 区長は、「事業完了報告書」に基づき交付すべき助成金額を確定し、品川区地域振興基金を活用した区民活動助成金交付確定通知書（別記第8号様式）により交付すべき助成額を「助成団体」に通知する。

- 2 前項の交付すべき助成金額が第6条の規定により交付された助成金額より少ないときは、「助成団体」はその差額分を区に返還しなければならない。
- 3 第11条第2項により助成事業の廃止が承認されたときは、「助成団体」は前項の規定に準じて清算する。

(備品の処分の制限)

第14条 「助成団体」は、補助金により取得した備品（別表1で定める備品購入費を言う。）については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定める期間（ただし、10年を超える場合は10年とする）、区長の承認を受けないで、助成金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、または担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第15条 区長は、「助成団体」が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すものとする。

- (1)偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2)助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。
 - (3)当該助成事業において、他の助成金制度により重複して助成金の交付を受けたとき。
 - (4)助成金の交付決定の内容と当該助成事業の実施結果が著しく異なるとき。
 - (5)その他、法令に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、速やかにその内容を「助成団体」に品川区地域振興基金を活用した区民活動助成金交付決定取消通知書（別記第9号様式。以下「取消通知書」という。）により通知する。

(助成金の返還)

第16条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金の全部または一部が交付されているときは、当該助成金前条第2項に規定する取消通知書により、期限を定め、当該助成金の全部または一部を「助成団体」から返還させることができる。

(返還加算金)

第17条 前条第1項の規定により助成金の返還請求を受けた団体は、助成金の交付を受けた日から返還する日までの日数に応じ、当該助成金額（その一部を納付したときにおけるその後の期間については、既に返納した金額を控除した額）につき年率10.95パーセントを乗じた額を加算して返還しなければならないものとする。

(調査)

第18条 区長は、「助成団体」に対して助成金の使途に関する必要な調査を行う、または資料の提出を求めることができる。

(関係書類の保存)

第19条 助成金の交付を受けた団体は、助成金の使途について収支を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収支および支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿および証拠書類は、当該助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年 2月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年 1月 11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表1(要綱第6条関係)

対象項目	説明	具体例
報償費	謝礼	事業でおこなう講演会、研修等の講師謝礼、通訳謝礼および出演料等。
旅費	交通費	事業に参加する講師、出演者、活動スタッフ等の交通費等。
需用費	消耗品費 印刷費	事業の実施にかかる文具、用紙代等の消耗品購入費、チラシ、ポスター等の印刷代、資料等製本代等。
備品購入費	備品購入費	5万円以上かつ継続使用し、申請事業の目的達成のために必要不可欠である物品。
役務費	通信費 保険料	事業の実施にかかる郵送料等、通信費、保険料。
使用料及び 賃借料	使用料 借り上げ料	事業の実施にかかる会場使用料、機材等の使用料、車両、機材等の借り上げ料。
その他の経費	人件費 委託料	事業の実施にかかるスタッフの賃金、会場設営の委託費用、デザイン等の委託費用。

別表2(要綱第6条関係)

対象項目	説明	具体例
事務所等賃借料	家賃	
光熱水費	水道代、電気代、ガス代	事務所、活動場所その他事業を実施する場所に生じる水道料金、電気料金、ガス料金等
通信費	電話料金 IT等通信費	団体契約が証明できる携帯電話やWi-Fi、ビデオ電話システム等に係る経費
需用費	消耗品費	通信付帶設備など、管理費に係る経費
その他の経費		上記に該当しない団体運営に係る経費

別表3(要綱第7条関係)

項目	必要書類
助成金交付 申請書に添付する書類	①申請団体の目的を記載したもの（設立趣意書、定款、会則等）【様式任意】 ②役員（会員）名簿 【様式任意】 ③申請団体の当該年度年間活動計画書【様式任意】 ④申請団体の当該年度收支予算書【様式任意】 ⑤活動実績がある場合は、申請団体の活動実績【チラシ、パンフレット等様式任意】 ⑥本助成金を区に申請することを承認する理事会等の議事録 ⑦継続して同一事業を申請する場合は、昨年度の実施報告